

# 平成16年第6回防府市議会定例会会議録（その1）

平成16年12月9日（木曜日）

## 議事日程

平成16年12月9日（木曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 議席の変更
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 市長行政報告
- 6 推薦第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 7 選任第 6号 防府市教育委員会委員の選任について
- 8 選任第 7号 防府市監査委員の選任について
- 9 選任第 8号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 10 報告第43号 有限会社野島海運の経営状況について
- 11 議案第68号 防府市敬老祝金支給条例中改正について
- 12 議案第69号 平成16年度防府市一般会計補正予算（第5号）
- 13 議案第70号 平成16年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第71号 平成16年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第72号 平成16年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第73号 平成16年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第74号 平成16年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第75号 平成16年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第76号 平成16年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 今津誠一君 | 2番 | 伊藤央君  |
| 3番 | 松村学君  | 4番 | 山下和明君 |

5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
13番	平田豊民君	14番	安藤二郎君
15番	藤野文彦君	16番	三原昭治君
17番	高砂朋子君	18番	行重延昭君
19番	原田洋介君	20番	河杉憲二君
21番	河村龍夫君	22番	大村崇治君
23番	佐鹿博敏君	24番	山根祐二君
25番	田中健次君	26番	馬野昭彦君
27番	中司実君	28番	山田如仙君
29番	深田慎治君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原文正君
土木建築部長	金子正幸君	都市整備部長	岡本智君
都市整備部理事	谷本勝利君	健康福祉部長	和田康夫君
教育長	岡田利雄君	教育次長	松本孝夫君
水道事業管理者	吉田敏明君	水道局次長	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	大木孝好君

事務局職員出席者

議会事務局長	池田功君	議会事務局次長	徳光辰雄君
--------	------	---------	-------

午前10時 1分 開会

議長（久保 玄爾君） ただいまから平成16年第6回防府市議会定例会を開会します。

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 会期の決定

議長（久保 玄爾君） 会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は本日から12月22日までの14日間としたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの14日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

#### 議席の変更

議長（久保 玄爾君） 議席の変更についてを議題といたします。さきの議会運営委員会において議席の変更を御相談申し上げ、決定を見ましたので、議席番号及び氏名を局長から報告させます。

局長（池田 功君） それでは御報告申し上げます。敬称は省略させていただきます。

1番	今津	副議長	2番	伊藤	議員
3番	松村	議員	4番	山下	議員
5番	重川	議員	6番	斉藤	議員
7番	藤本	議員	8番	弘中	議員
9番	田中	議員	10番	木村	議員
11番	山本	議員	12番	横田	議員
13番	平田	議員	14番	安藤	議員
15番	藤野	議員	16番	三原	議員
17番	高砂	議員	18番	行重	議員
19番	原田	議員	20番	河杉	議員
21番	河村	議員	22番	大村	議員
23番	佐鹿	議員	24番	山根	議員
25番	田中	議員	26番	馬野	議員
27番	中司	議員	28番	山田	議員

29番 深田議員

30番 久保議長

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） ただいま報告いたしましたとおり、議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よってただいま報告いたしましたとおり議席を変更することに決定いたしました。それでは恐れ入りますが、御移動いただきますようお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前 10時 4分 休憩

午前 10時 5分 開議

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3番、松村議員、4番、山下議員、御両名をお願い申し上げます。

市長行政報告

議長（久保 玄爾君） これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） クラッシュャープラント新設不許可処分取消請求事件の応訴について御報告申し上げます。

平成9年10月24日に、モラル産業有限会社から、クラッシュャープラントの新設の許可申請があり、市は、平成9年12月11日付けでこれを不許可とする処分を行いました。

これに対し、同社は、その処分を不服として都市計画法の規定に基づいて平成10年1月28日に、山口県開発審査会に対し不許可処分の取消し等の審査請求を行い、同審査会は同年3月27日に棄却の裁決をし、さらに、同社は、同年4月17日に建設大臣に対し再審査請求を行い、国土交通大臣は、本年6月24日に棄却の裁決をしております。

その後、本年9月21日に、同社から、本市の行った不許可処分は違法であるとして、市長を被告とした不許可処分取消請求の訴状が山口地方裁判所に提出されました。

市といたしましては、応訴することに伴う対応を顧問弁護士に依頼し、すでに口頭弁論も実施されておりますので御報告申し上げます。

なお、事件に早急に対応する必要がございましたので、弁護士の着手金につきましては、予備費を充用させていただいております。

以上、御報告申し上げ、行政報告を終わります。

議長（久保 玄爾君） ただいまの行政報告に対する質問は、一般質問に含めてお願いしたいと思います。したがいましてこの質問の要旨は本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（久保 玄爾君） 推薦第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち加藤芳昭氏の任期が、平成17年2月28日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第3号については、これに同意することに決しました。

選任第6号防府市教育委員会委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第6号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第6号防府市教育委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市教育委員会委員のうち光浦慎太郎委員の任期が12月18日をもって満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

光浦委員には、平成4年12月以来、教育委員会委員として、本市教育行政の運営に御尽力をいただいております。教育委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって選任第6号についてはこれに同意することに決しました。

選任第7号防府市監査委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第7号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

9番（田中 敏靖君） 地方自治法第117条に抵触する恐れがありますので該当の議員さんは除斤をお願いすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） わかりました。暫時休憩します。

午前 10時12分 休憩

午前 10時14分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて会議を再開します。選任第7号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第7号防府市監査委員の選任について御説明申し上げます。  
本案は、市議会議員のうちから選任いたしておりました熊谷儀之氏の任期が、11月26日  
日をもちまして満了となりましたので、委員の選任についてお願いするものでございます。  
熊谷氏には、平成12年12月から、本市の財務管理等に御尽力いただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第です。

新たに監査委員をお願いいたしております平田豊民議員は、平成8年に市議会議員に当選されて以来、今期が3期目に当たられ、財務管理等につきまして、知識と経験が豊富な方でございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） それでは、13番、平田議員の議場からの退場をお願いします。

〔平田議員退席〕

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。9番。

9番（田中 敏靖君） 議運で人事案件については質疑をできるだけしないようにということ聞いておりますが、昔から疑問な点がありましたので2点ほどお尋ねしたいと思います。1点は新たに選任される場合の御本人が除斥の対象とする団体に該当するかしな  
いかをチェックされたかどうかを確認していただきたいと思います。

それからもう一つは報酬の支払い期間についてお尋ねするんですが、今、市長の御説明の中に、議員の任期満了ということがありまして、11月の26日だと思いますが11月の27日から昨日まで、12月8日、これは4年に1回来るわけなんですけれど、監査委員ではないけれど監査委員の職務をやることができるということは、これ差し支えないというふうにされてるし、行政実例でもそのようになっております。そうしますとこの議員の任期満了以後の報酬というのはどのように払われるか、この辺をお尋ねをしたいと思  
います。この2点、よろしくをお願いします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 私は報酬の支払いの方をお答えいたします。今、議員さんの御指摘のとおり任期満了の後、この8日まで、9日に選任されますと8日まで、その監査委員の規定によりまして在任期間を後任が決まるまで務めることができるという規定とな  
っていると存じます。したがって前任者につきましては12月8日までの任期があったものと、職務を遂行されたものとしたして、12月8日までの支払いは、報酬は必要  
になってくるというふうに思っております。（「除斥の対象になっているかどうか」と呼ぶ者あり）

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 地方自治法、少し見させていただけたらと存じます。対象、要するに監査委員になられることによって若干の制限がございますので、そのあたりを少し、地方自治法をちょっと読ませさせていただけたらと思います。申し訳ございません。

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩いたします。

午前 10時19分 休憩

午前 10時31分 開議

議長（久保 玄爾君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） ただいま地方自治法等を確認をいたしましたところ、監査委員の項目で選任及び兼職の禁止規定が定めてあります。それに従いまして議会から推薦をいただいておりますので、推薦をいただく段階、あるいは議案を提案する段階におきまして、その兼職の禁止規定の確認をいたしておりませんでしたので、ただいま直前でございますが改めて平田議員さんにおきまして禁止規定が該当するかしらないか確認いたしましたところ、そのような職等には就任していらっしゃるということを確認いたしましたので説明並びに御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（田中 敏靖君） 今、私が申し上げたのは、そういうことを最初にきちっと調べていただいて報告するのが筋だということで申し上げているところです。というのは、実際に監査、議会から行かれて、行った場合に除斥の対象になったら、何のために行ったかわからないというのでは困りますので、それは早目にやっておく必要があると、こういうことで苦言を提しているところです。この項についてはよろしいんですが、先ほど、もう一つ報酬の問題のときに言いましたけれど、今、たまたま穏便に議会とか、この市、運営そのものがそんなにトラブルありませんけれど、監査請求等がたくさん出たような場合ですね、ちょうど議員の任期満了後にそれが継続して審議をされるような場合にどうなるかということもよく確認しておかないといけないと、こういうことで確認させていただいた次第です。以上でございます。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって討論を求めます。9番。

9番（田中 敏靖君） 大変残念でございますけれど、私の胸に手をあてていろいろ苦しみながら検討させていただいたのですけれども、先ほど地方自治法第117条で除斥の

規定があるということを申し上げて初めて退席をされ、議会から推薦が解りませんが監査というのは法にたけ、かつ法にすばらしく堪能な方が出られるべきだというふうに解釈しておりますし、また持論として、監査そのものは外部監査ということが今からもどんどん言われていく地方の時代になりますと議会の責任も重くなるし、監査も外部に委託しなきゃならん、こういう状況を勘案して、この人事案件につきましては反対させていただきます。

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって本件については、原案のとおり可決されました。ここで辞令交付のため暫時休憩をいたします。

午前 10時35分 休憩

午前 10時39分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。ただいま防府市監査委員に就任されました平田氏の就任のあいさつを受けます。

〔監査委員 平田 豊民君 登壇〕

13番（平田 豊民君） 就任にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。皆様方の御承認を得たと私は今、確信いたしておりますし、監査に関しましては今後とも一生懸命努力、そして勉強させていただきまして、防府市のため尽くしてまいりたいと思います。

ただ、数字を通しまして、防府市に若さがあるか、若々しさがあるかということをも多少懸念の気持ちを持って今、外からは見ておりますが、そういうようなことが、若さを持って再び自力で歩けるように、そういう面からもいろいろお力添えをしてまいりたいと思っております。皆様方の今後の御協力と御鞭撻のほど、ひとつよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

選任第8号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第8号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第8号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、末裕唯雄、山

崎忠昭両氏が12月10日をもって、坂本純郎氏が12月14日をもって、また、宮川晃一氏が平成17年1月19日をもって任期満了となりますので、委員の選任について願います。

末裕委員につきましては、平成4年12月から4期、12年間、坂本委員につきましては、平成元年12月から5期、15年間にわたり、本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

山崎委員、宮川委員につきましては、引き続き委員として願いますとともに、新たに吉富克史氏、藤井安民氏を委員として願います。

吉富氏は、昭和41年に山口県に入庁され、総務部税務課長、総務部理事などを歴任され、平成15年3月に退職され、現在は、山口県土地開発公社専務理事、山口県道路公社専務理事として御活躍されております。

藤井氏は、昭和34年に防府市役所に入所され、福祉事務所厚生課長、生活環境部長などを歴任され、平成13年3月に退職されております。その後、防府中高年齢労働者福祉センター所長を平成15年3月まで務められました。

いずれの方も知識と経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、願います。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって選任第8号についてはこれに同意することに決しました。

報告第43号 有限会社野島海運の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第43号を議題といたします。理事者の補足説明を求めま

す。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第43号有限会社野島海運の経営状況報告について、御説明申し上げます。

去る11月25日、定時社員総会において、平成16年度決算及び平成17年度事業計画の決定をみましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を報告するものでございます。

まず、平成16年度の決算でございますが、お手もとの事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておりますとおり、収益から費用を差し引きますと、1,685万1,651円の黒字となっております。これにより前期繰越損失金8,195万7,128円を合わせた、6,510万5,477円が次期繰越損失金として処理されました。

平成17年度も引き続き、離島航路整備法に基づく国庫補助航路の決定を受けておりますので、国土交通省の査定に基づき、補助額が決定されることになっております。

次に、平成17年度の事業でございますが、野島住民の利便性を維持しながら、海上旅客輸送の安全確保に努めるとともに、引き続き航路補助金の収入を確保しつつ、事業の合理化を図ってまいりたいと存じます。以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第43号を終わります。

議案第68号防府市敬老祝金支給条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第68号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第68号防府市敬老祝金支給条例中改正について御説明申し上げます。

敬老祝金につきましては、高齢化の進展をはじめとする諸般の事情により制度の見直しが全国の自治体において検討されているところでございます。

本市におきましても介護保険制度をはじめ高齢者に対する福祉サービス事業は増加の一

途をたどり、財源の効果的、効率的な運用が必要となってきましたことから、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、お手もとの参考資料にお示ししておりますとおり支給対象者を88歳並びに100歳の方に改め、併せて、支給額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第68号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第69号平成16年度防府市一般会計補正予算（第5号）

議長（久保 玄爾君） 議案第69号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第69号平成16年度防府市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,197万9,000円を追加し、補正後の予算総額を399億2,022万2,000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、5ページの第2表にお示しいたしておりますように、雨水排水設備維持管理業務に係る委託事業について、平成19年度までの債務負担をお願いするものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、6ページの第3表でお示しいたしておりますように、交通安全施設整備事業などについて、起債の限度額を変更いたすものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものを順を追って、御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページの地方特例交付金につきましては、本年度の交付

額が決定いたしましたことに伴い、当初予算額との差額を補正いたすものでございます。

次の分担金及び負担金につきましては、現年補助災として実施する農業施設災害復旧事業に係る分担金を計上いたしております。

次に、10ページの国庫支出金につきましては、同じく、現年補助災として実施する漁港及び道路の災害復旧事業に係る国庫負担金、また、交通安全施設等整備事業等については、事業費の確定による国庫補助金を計上いたしております。

次に、12ページの県支出金につきましては、乳幼児医療費、公衆浴場経営合理化事業、農業施設災害復旧事業及び園芸産地災害緊急対策事業に対する県補助金を計上いたすとともに、14ページでは、参議院議員選挙費等の精算や民生委員児童委員の増員、及び、生活保護世帯への年末見舞金の廃止に伴う補正をお願いいたすものでございます。

次の諸収入につきましては、県道佐波新田線拡幅事業に伴う市庁舎敷地内の立木移転補償費でございます。

次に、16ページの市債につきましては、いずれも適債事業として、それぞれ関係費目に計上させていただいているものでございます。

次に、歳出でございますが、まず、職員数の変動等による給与関係費の補正につきましては、関係科目において、それぞれ所要の措置を行っていることを申し上げ、以下、これら給与関係費以外の補正について、その主なものを御説明申し上げます。

まず、20ページの2款総務費1項総務管理費の財産管理費につきましては、県道佐波新田線拡幅事業に伴う、市庁舎敷地整備の所要経費をお願いいたしております。

次の地域振興費につきましては、市内4カ所の地区公共用施設の修繕に伴う助成金を計上いたしているものでございます。

次に、24ページからの4款選挙費につきましては、参議院議員選挙、県知事選挙及び海区漁業調整委員会委員選挙費について、精算に伴う補正を行うものでございます。

34ページの3款民生費1項社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、定数改正に伴う、民生委員推薦会委員の報酬及び民生委員児童委員委託料の補正並びに給与関係費の補正に伴う、国民健康保険事業特別会計への繰出金を計上させていただいております。

次の人権推進費につきましては、平成15年度の決算に伴います同和福祉援護資金県費補助金の返納金をお願いするものでございます。

また、次の老人福祉費につきましては、介護給付費の需要増に伴う介護保険事業特別会計への繰出金を計上させていただいております。

次に、36ページの2項児童福祉費の児童福祉総務費、児童措置費及び児童福祉施設費につきましては、いずれも平成15年度事業費の確定に伴う国・県への返還金でございま

す。

また、乳児福祉費につきましては、乳幼児医療費対象者の受診増加に伴う補正をお願いいたしております。

次に、38ページの3項生活保護費の扶助費につきましては、年末見舞金について、県制度の廃止にあわせ補正をいたすものでございます。

次に、40ページの4款衛生費1項保健衛生費の2目母子保健対策費及び7目老人保健対策費につきましては、平成15年度事業費の確定に伴う返還金でございます。

4目環境衛生費につきましては、土砂等の収集運搬に係る自動車借上料及び公衆浴場の設備改善経費に対する助成金を計上いたしております。

次に、44ページの6款農林水産業費1項農業費の農業総務費につきましては、給与関係費の補正に伴う青果市場事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

また、46ページの3項水産業費の漁港管理費につきましては、漁港施設補修のため、工事請負費から修繕料への組み替えをお願いするものでございます。

次に、50ページの7款商工費1項商工費の観光費につきましては、給与関係費の補正に伴う、索道事業特別会計への繰出金を計上させていただいております。

次に、52ページの8款土木費1項土木管理費の交通安全対策費につきましては、東須賀松原線自歩道整備事業の進捗を図るため、委託料から工事請負費への組み替えをお願いするものでございます。

また、54ページの2項道路橋りょう費の道路新設改良費につきましては、補助事業の事業費確定に伴う補正をお願いするものでございます。

また、橋りょう維持費につきましては、用地交渉が難航したことから県事業が翌年度に延期されたことに伴い、県事業負担金を減額計上いたしております。

次に、56ページの3項河川費の河川総務費につきましては、まちづくり総合支援事業の進捗を図るため、科目の組み替えをお願いするものでございます。

58ページの6項都市計画費でございますが、1目都市計画総務費及び7目土地地区画整理費につきましては、まちづくり総合支援事業及び駅北土地地区画整理事業に係る科目の組み替えをお願いいたしております。

また、3目公共下水道費につきましては、事業費の増額補正等に伴います、公共下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしておるものでございます。

次に、62ページからの9款消防費の常備消防費につきましては、野島の救急患者搬送に係る経費の増額をお願いするものでございます。

70ページの10款教育費5項保健体育費の体育振興費及び体育施設費につきましては、

台風18号により被災しました、財団法人防府スポーツセンター施設及び市有体育施設の復旧経費をお願いするものでございます。

また、72ページからの11款災害復旧費でございますが、台風10号、16号、18号により被災しました、農業用施設、漁港施設及び市道の復旧経費を計上させていただいております。

以上、今回の補正の主なものについて、御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を6億7,959万6,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。25番。

25番（田中 健次君） 少し考え方といいますか、そういう面もひっくるめてお聞きしたいんですが、例えば52ページ、53ページ、交通安全対策費委託料という形で測量設計の委託料が組み替えという形で整備工事の交通安全対策に使われると、内容的にはけっこうなものだというふうに考えて、反対するわけではないわけですが、あるいは56ページ、57ページですね、河川総務費の中のやっぱり実施設計の委託料が減額されて、工事請負費の方に、あるいは用地買収の方になっていく。

それから次のページ58、59ページ、設計業務の委託料が減額されて工事請負費の方に、天神プロムナード工事ですね、進捗率を上げるという形で、なっておるわけです。議会の議決は款、項ですから節の中のこういう組み替えというのは執行部の権限の中でされることだと思うのですが、委託料というふうな形で、例えば設計に使うものが工事費に使われるというような形の場合は、予算の執行の上でいってですね、適切なかどうか。工事そのものを進めるという意味では認められるわけでしょうけれども、例えばこの中には職員が設計をしたので委託しないで済んだというようなものも何かあるというふうにお聞きしましたけれども、そういうものであれば、そのまま額を減額するというのが一つの考え方ではないかと思うのですが、たしかに款、項という形でなって、全体の事業の、一つの事業の中のその中のやりくりの問題ですから、そういう形でやっておるんだと思うのですが、全体的な財政だとか、そういうことを考えた中でこの辺についての考え方を少しちょっとお聞きしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 今の御質問にお答えいたします。52ページ、53ページの件でございますが、この委託料につきましては東須賀松原線の業務委託でございます。この業務委託は確定に伴う入札差金といいますか、そういうものでございます。それを工事の進捗を図るために工事費に流用させていただいたものでございます。それと次に

56ページの河川総務費のことをございます、これにつきましても設計委託料での入札差金を工事費に移させていただいたということで、工事の進捗の方へですね、力を注がせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） ちょっと補足させていただきますと、それぞれこの事業は継続事業でございます、国庫補助金あるいは交付金事業等で来年度以降も事業が続くということですので、入札差金を、来年度に回すべきであった事業を先といいますか、繰り上げて施行するとトータル的には同じことございまして、グレードを上げるとかというようなことで不要不急のものに使うということではないということを御理解を賜りたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 新たな事業を展開するわけでもないし、継続事業だということで、そういうことはわかるわけですが、古い話になりますけれども、国の景気対策という形の中で、早目に事業決定しているものについて、過去にですね、事業決定しているものについて、それを国の景気対策の中で先ぶりといいますか、そういうことをやっていったという経緯もあるんですけれども。ただ、しかし全体の予算の中で考えれば、今、非常に、予算的に財政的にこれから厳しいだろうということがある中で、こういったものについてもある程度、多少減額をするということも今後視野に入れなくてはいけないのではないかと、ちょっとそういうことを意見として申し上げて質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって議案第69号については関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第70号平成16年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

議案第71号平成16年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第72号平成16年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第73号平成16年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第74号平成16年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第75号平成16年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

議案第76号平成16年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議長(久保 玄爾君) 議案第70号から議案第76号までの7議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

[助役 土井 章君 登壇]

助役(土井 章君) 議案第70号から議案第76号までの7議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、1ページの議案第70号平成16年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第2号)及び57ページの議案第75号平成16年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号)の2会計の補正につきましては、職員の配置異動等による給与関係費を補正し、同額を予備費で調整いたしているものでございます。

次に、9ページの議案第71号平成16年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、19ページの議案第72号平成16年度防府市索道事業特別会計補正予算(第1号)、及び29ページの議案第73号平成16年度防府市青果市場事業特別会計補正予算(第1号)、この3会計につきましては、職員の配置異動等による給与関係費を補正し、同額を、一般会計からの繰入金で調整いたしているものでございます。

次に、39ページの議案第74号平成16年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,471万5,000円を追加し、補正後の予算総額を53億5,309万5,000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、42ページの第2表でお示しいたしておりますように、浄化センター及び雨水排水設備維持管理業務に係る委託事業について、平成19年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

また、第3条の地方債の補正につきましては、43ページの第3表でお示しいたしておりますように、公共下水道事業について起債の限度額を変更いたすものでございます。

今回の補正の内容といたしましては、職員の配置異動等による給与関係費の補正のほか、事業の進捗を図るため、物件移転補償費の増額補正及び科目の組み替えを行うもので、これらの収支差を一般会計からの繰入金及び歳入欠かん補填収入で調整いたしているものでございます。

最後に、65ページの議案第76号平成16年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,963万7,000円を追加し、補正後の予算総額を68億5,466万7,000円といたしております。

今回の補正の内容といたしましては、職員の配置異動等による給与関係費の補正のほか、居宅介護サービスの大幅な利用者数の増加等に伴い歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を計上いたし、歳出では、保険給付費等を計上いたしているものでございます。

以上、議案第70号から議案第76号までの7議案について、御説明申し上げました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております7議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって議案第70号については総務委員会に、議案第71号、議案第75号、議案第76号については教育民生委員会に、議案第72号、議案第73号については経済委員会に、議案第74号については建設委員会にそれぞれ付託と決しました。

議長（久保 玄爾君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は13日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。

午前11時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成16年12月9日

防府市議会議長 久 保 玄 爾

防府市議会議員 松 村 学

防府市議会議員 山 下 和 明